

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」見直しの方向性（案）

令和 8 年 6 月

1. 見直しの背景

- ・感染確認区域（豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域）内で捕獲した野生イノシシの肉については、原則として自家消費のみとし、ジビエ利用する場合は「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和 3 年 4 月公表）（以下「手引き」とする）に従い、豚熱ウイルス拡散防止策を講じることとしている。
- ・手引きにおいては、個体ごとに血液PCR検査による豚熱陰性を確認するとともに、処理施設における各工程で交差汚染対策を実施する等、豚熱ウイルス拡散リスクを最小限にするための複合的な対策を徹底することを求めているところ。
- ・野生イノシシにおける豚熱感染は引き続き拡大しており、現在ほぼ全ての都府県で感染確認区域が設定されている。そのため、今後さらに手引きを利用したジビエ利用は増加することが予想される。
- ・また、前回（第13回）の野生イノシシ豚熱検討会において、「ジビエ利用の促進は、野生イノシシの捕獲強化にもつながり、個体数削減による豚熱清浄化促進に有効であることから、ジビエ利用による豚熱感染拡大リスクを見直す必要がある。」とされたところであり、個体数削減及び捕獲個体の適正処理という観点から、野生イノシシ肉のジビエ利用をより一層推進していくべき状況。

2. 見直しの方向性（案）

- ・野生イノシシがジビエ利用された場合の豚熱感染拡大リスク自体の見直しに当たっては、さらなる知見の集積が必要と考えられることから、感染確認区域の解除要件の検討と並行し、感染状況とリスクの関係性や流通実態等についての知見収集を行う。
- ・現時点では、引き続き、豚熱まん延のリスクについて留意しつつ、手引きに従って野生イノシシのジビエ利用を行うこととするが、手引きの公表以降、各県で順次感染確認区域におけるジビエ利用を再開しており、令和 7 年 3 月末時点で23県116施設において手引きに従ったジビエ利用が行われている。県及び施設により手引きが適切に運用されていることを踏まえ、手引きの運用について、以下の点を見直すこととしたい。

（1）一時保管の方法

【現行の手引きの内容】

・放血、剥皮、内臓摘出後の一時保管については、施設の設備状況やジビエ利用の方針等に応じて、A方式（個体ごとに包装）、B方式（個体ごとに包装しない）及びC方式（解体・加工・真空包装等）まで行った上で一時保管の3つの方式から選択する。

・B方式を選択した場合、

- ✓ 一時保管庫で同時に保管している個体が全て陰性であることが確認されるまで搬出できず、
- ✓ 1個体でも陽性が確認されたら、同時に保管されていた全ての個体を廃棄する

（A方式の場合は、個体ごとの管理を可としており、検査結果が判明した個体から搬出可能。陽性個体確認時も廃棄するのは陽性個体のみ。）

【見直し（案）】

手引きやガイドラインにおいては1頭処理する毎にナイフ等を洗浄・消毒することとされており、一時保管前の処理工程では適切に交差汚染防止対策が実施されてきているところ。一時保管庫内の取扱いに関しても、上乗せで措置を講じることで、包装していることと同等程度に交差汚染のリスクを低減することは可能と考える。

そのため、

- ・B方式であっても、一時保管庫内での交差汚染対策が実施されていれば、A方式に準ずる個体ごとの管理を可とする。
- ・必要となる交差汚染対策の具体的内容については、チェックリストとして別途規定。

(2) 施設の洗浄・消毒

【現行の手引きの内容】

・一時保管中の個体で陽性が確認された場合、既に消毒等の措置が実施されている場合であっても、改めて設備、備品、長靴等について消毒を行う。

【見直し（案）】

陽性個体の処理と当該個体の陽性確認にはタイムラグ（長ければ1週間程度）が生じることを踏まえれば、陽性確認時の消毒よりも、日常的な洗浄・消毒が重要となる。

そのため、

- ・当日の作業終了時に床や壁などの設備も含め洗浄・消毒を行うことを明確に規定した上で、
- ・陽性確認時は、施設内の洗浄消毒体制の確認・見直しを行い、必要に応じて追加の洗浄、消毒を行うこととする。

(3) その他

以下の項目については、「ジビエ利用等に関するQ&Aについて」（第11回検討会（令和7年3月）において了承）にのみ記載があるため、この機会にジビエ手引きにも明記することとする。

○剥皮及び内臓摘出の工程順

皮・柔毛にウイルスが付着している可能性を考慮し、交差汚染防止対策を実施することを条件に、剥皮、内臓摘出を行う順番は問わない。

○シカ等の他獣種を同一保管庫で保管

イノシシの個体間での対応と同様に交差汚染防止対策を実施した上で、明確に個体が識別できるようにナンバリング（バーコード処理等を含む）や帳簿管理を行い、他の個体や獣種の肉等と取り違えが起きないようにした上で、一時保管庫内でイノシシ以外の獣種のと体と同時に保管することを可能とする。

3. 今後の進め方（案）

- ・上記見直しの方向性（案）について了承が得られれば、都道府県に意見照会しつつ、手引き改正案を作成。改正案について改めて本検討会に意見照会した上で改正手続きを実施。
- ・改正手引きに則ったジビエ利用が円滑に進むよう努めるとともに、ジビエ利用による豚熱感染拡大リスクの検証のための情報収集を継続。